

## パブリックコメント及び市町協議・住宅行政連絡協議会意見聴取実施結果

### 【パブリックコメント実施概要・結果】

- 実施期間 ・ 令和4年11月25日～令和4年12月16日
- 閲覧場所 ・ 県ホームページ
  - ・ 建築住宅課
  - ・ 行政の窓口（県庁新館 1階）
  - ・ 県政情報閲覧コーナー（県内各総合庁舎、県立図書館、アバンセ）
- パブリックコメントの周知方法
  - ・ プレスリリース
  - ・ 佐賀県住生活基本計画等策定委員会及び各専門部会各委員への周知
- 実施結果 ・ 別紙のとおり

### 【市町への協議及び住宅行政連絡協議会への意見聴取実施結果】

- 実施期間 ・ パブリックコメントと同時
- 20市町への協議及び佐賀県住宅行政連絡協議会への意見聴取
- 実施結果 ・ 別紙のとおり

佐賀県住生活基本計画（案）へのパブリックコメント等に対する対応案

資料2-2

凡例：【策定委員会】…第2回策定委員会での意見 【パブコメ】…パブリックコメントでの意見 【市町】…市町及び佐賀県住宅行政連絡協議会からの意見

番号		計画（案） 該当箇所	意見	対応案
1	策定委員会	第1章 21頁	○空き家率推移のグラフについて、賃貸売却用や居住目的のない空き家（その他の空き家）を含んでいるのかわかるようにした方がいいのではないか。	●空き家率推移のグラフに空き家の定義を記載します。
2	策定委員会	第1章 21頁	○「居住目的のない空き家」と「その他の住宅」の意味していることが同じであれば、表現を統一した方がいいのではないか。	●表現を統一し、「 <u>居住目的のない空き家</u> 」に修正します。
3	策定委員会	第1章 21頁	○成果指標を「居住目的のない空き家数を35.5千戸に抑制」とするならば、第1章（21頁）の空き家戸数の推移のグラフに、将来推計戸数を記載した方がわかりやすいのではないか。	●第1章の現状と課題のグラフに「 <u>将来推計戸数として、R5年度、R12年度の想定空き家戸数</u> 」を記載します。
4	策定委員会	第1章 21、24頁	○空き家対策について、県として特に問題と考えている点を明確にした方がいいのではないか。	●居住目的のない空き家の増加が問題と考えるため、第1章の現状と課題に記載します。
5	策定委員会	第3章 39、41、 58頁	○目標1について、「特に配慮を要する者」よりも「特に配慮を要する人」の方が表現としてはよいのではないか。	●目標1の基本的な施策を「 <u>住宅の確保に特に配慮を要する人の安定した暮らしを支える住まいの確保</u> 」に修正します。
6	市町	第3章 42頁	○公営住宅法において、「公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。」と規定されているため、施策の文章を修正願いたい。 ・「県と市町は、……地域の需要に応じて公営住宅の一部を提供します。」を「県と市町は、…… <u>公営住宅の適正な管理に支障のない範囲で</u> 地域の需要に応じて公営住宅の一部を提供します。」	●次のとおり修正します。 ・県と市町は、 <u>住宅確保要配慮者への住まいとしての必要戸数を確保した上で、地域での交流や支え合いの活動を推進するため、CSOや民間事業者がグループホームや子育て支援施設等として活用できるよう、地域の需要に応じて公営住宅の一部を提供します。</u>
7	市町	第3章 42頁	○県営住宅の移管推進については市町の要望を考慮し、地域の実情に応じて移管の推進を図っていただきたいことを鑑み、以下の施策の文章を修正願いたい。 ・「 <u>地域福祉に密着した……関係する県営住宅の再編や市町への移管を推進します。</u> 」を「 <u>地域福祉に密着した……関係する県営住宅の再編を推進するとともに、市町の要望を考慮し、県営住宅の移管を検討します。</u> 」	●次のとおり修正します。 ・ <u>地域福祉に密着した基礎自治体である市町が公営住宅の再編整備を行う場合、県は市町の住宅政策やまちづくりに協力する観点から、地域の需要を考慮して関係する県営住宅の再編や市町への移管を推進します。</u>
8	策定委員会	第3章 48、49頁	○環境・省エネルギー対策に関して、注視項目を設けることができないか。	●注視項目として、以下の項目を設けます。 ・ <u>低炭素住宅の認定件数</u> ・ <u>住宅における太陽光発電設置率</u> ・ <u>一定の断熱性能を有する住宅の割合</u>  また、以下の施策を記載します。 ・ <u>県が実施する環境展等のイベントを通して、省エネ住宅や太陽・風などの再生可能エネルギーを効率的に活用した住宅の普及を促進します。</u>

佐賀県住生活基本計画（案）へのパブリックコメント等に対する対応案

資料2-2

凡例：【策定委員会】…第2回策定委員会での意見 【パブコメ】…パブリックコメントでの意見 【市町】…市町及び佐賀県住宅行政連絡協議会からの意見

番号		計画（案） 該当箇所	意見	対応案
9	策定委員会	第3章 51、59頁	○ 成果指標「居住目的のない空き家数」について、将来推計では令和12年に38千戸となるのを35.5千戸に抑制するというものであるならば、「抑制」という文言を明記した方がいいのではないか。	● 成果指標「居住目的のない空き家数」の目標値について、「35.5千戸に抑制」に修正します。
10	策定委員会	第3章 52頁	○ 建築士や工務店等と記載されているが、浸水被害等の抑止のためにも「開発する不動産業」も追加した方がいいのではないか。	● 「建築士や工務店、不動産事業者等」に修正します。
11	パブコメ	第3章 52頁	○ 「止水板の設置や床下浸水への備えた対策など・・・周知を図ります。」について、実施主体や検討・周知主体を明確化願いたい。	● 実施主体や検討・周知主体を明確にするため、次のとおり修正します。 ・県は、建築士や工務店、不動産事業者等との連携により、浸水や土砂災害等の災害リスクについて県民自ら把握し災害に備えた住まいづくりに取組めるよう、意識の啓発を図ります。 ・県は、建築士や工務店、不動産事業者等との連携により、止水版の設置や床下浸水に備えた対策など被害を軽減するための対策を検討するとともに、周知を図ります。
12	パブコメ	第3章 53頁	○ 48頁に記載がある既存住宅の耐震化施策については、「自然災害等に備えた防災・減災対策の推進」にも資するため、再掲願いたい。	● 既存住宅の耐震化施策は住宅ストックとしての質の向上だけではなく、自然災害に備えた防災・減災対策でもあるため、目標3の「自然災害などに備えた防災・減災対策の推進」に次の施策を再掲します。 ・県は、佐賀県耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震診断、耐震改修の促進に係る市町の取組を支援しながら、耐震性のない住宅の解消を目指します。（佐賀県高齢者居住安定確保計画） ・地震による建築物の倒壊から県民の生命・財産を保護するために、県は、佐賀県耐震改修促進計画に基づき、県民に対し既存住宅の耐震診断や耐震改修の重要性等に関する様々な情報を提供します。また、市町が行う戸別訪問などの普及啓発に対し技術的な支援を行います。